

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(米百俵プレイスミライエ長岡子どもラボ動画教材制作業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、本市職員で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、中心市街地整備室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最優秀者及び次点者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は特定しないこととする。
- (2) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準に基づき各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。評価点が同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提出された提案書が1件であった場合は、プレゼンテーションを実施した後、選考委員会において、審査・評価のうえ、協議し、適切と認めたときは最優秀者と同様の取り扱いとする。
- (5) プrezentationの実施及び実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等を考慮し、決定及び通知する。

4 選考評価基準

評価項目	配点
1 業務実施の的確性 ・提案を実施できる十分な体制であるか ・類似業務の十分な実績・知識があるか ・合理的な作業手順やスケジュールであるか ・見積額の算出内訳が明確で、適切な金額であるか	25点
2 提案の内容(理解力・提案力・技術力) ・「子どもラボ」(仮称)を理解したうえでの提案であるか ・市が提示した考え方、条件、要望に沿った提案であるか ・具体的かつ実行性のある提案であるか ・制作する動画のイメージが分かりやすく提示されているか ・小学生に興味を持つもらうための工夫があるか ・小学生に分かりやすく伝えるための工夫があるか ・採用したいと思わせる独創的・画期的な提案であるか	60点
3 説明の仕方(伝達・コミュニケーション能力) ・提案書及びプレゼンテーションのまとめ方が明快で的確であるか ・矛盾や飛躍がなく説得力のある論理構成であるか ・質問に対する応答が明快で的確であるか	15点
得点の合計	100点